

1. 都市計画ってなあに？ ワタシに関係あるの？

- ・ 家(土地)を買うとき
 - ・ 商売を始めるとき
- ・ 事業予定地になったとき

自分の土地なら何をしてもよいのか？

絶対的土地所有権

日本では、原則として、土地をどのように使い、誰に売り、どれくらい収益を上げようが自由とされてきた。

- 憲法第29条:「財産権はこれを侵してはならない」
- 民法206条:「所有者ハ法令ノ制限内ニ於テ自由ニ其所有物ノ使用、収益及ヒ処分ヲ為ス権利を有ス」
- 民法207条:「土地ノ所有権ハ法令ノ制限内ニ於テ其土地の上下ニ及フ」
- 憲法第29条2項:「財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める」

自由な土地利用は、法律によって制限されることがあるという仕組み

土地の利用や都市に関していえば、都市計画法がこの制限を加える法律と位置づけることができる。

イギリスの町並み

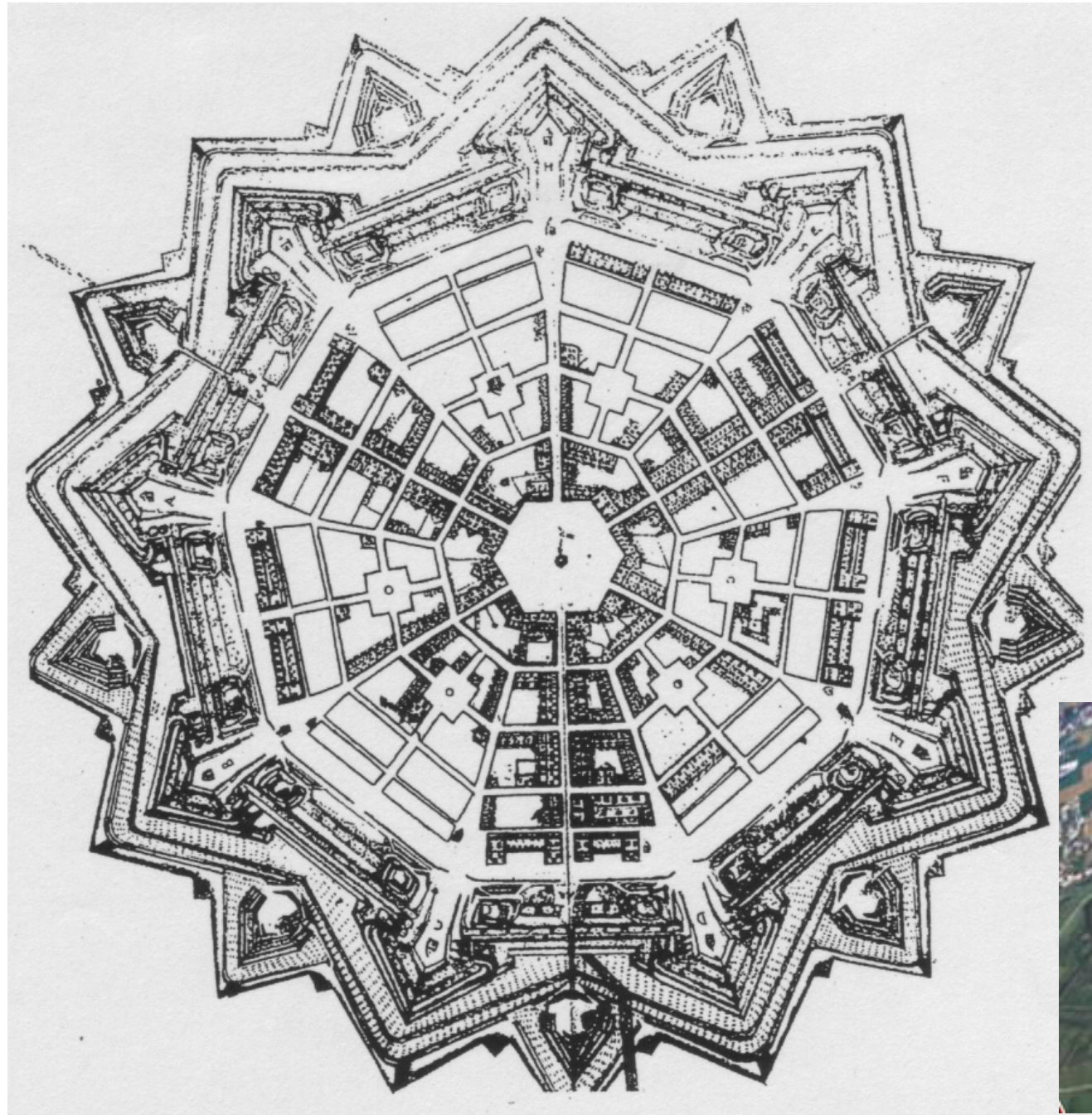


- 一棟ごとの高さ・デザイン・色彩コントロール

3. 「昔はよかった」(都市計画屋のひとりごと)

- ・ まちづくり＝「まちをつくる」ことができた

パルマノーヴァ



「要塞都市」

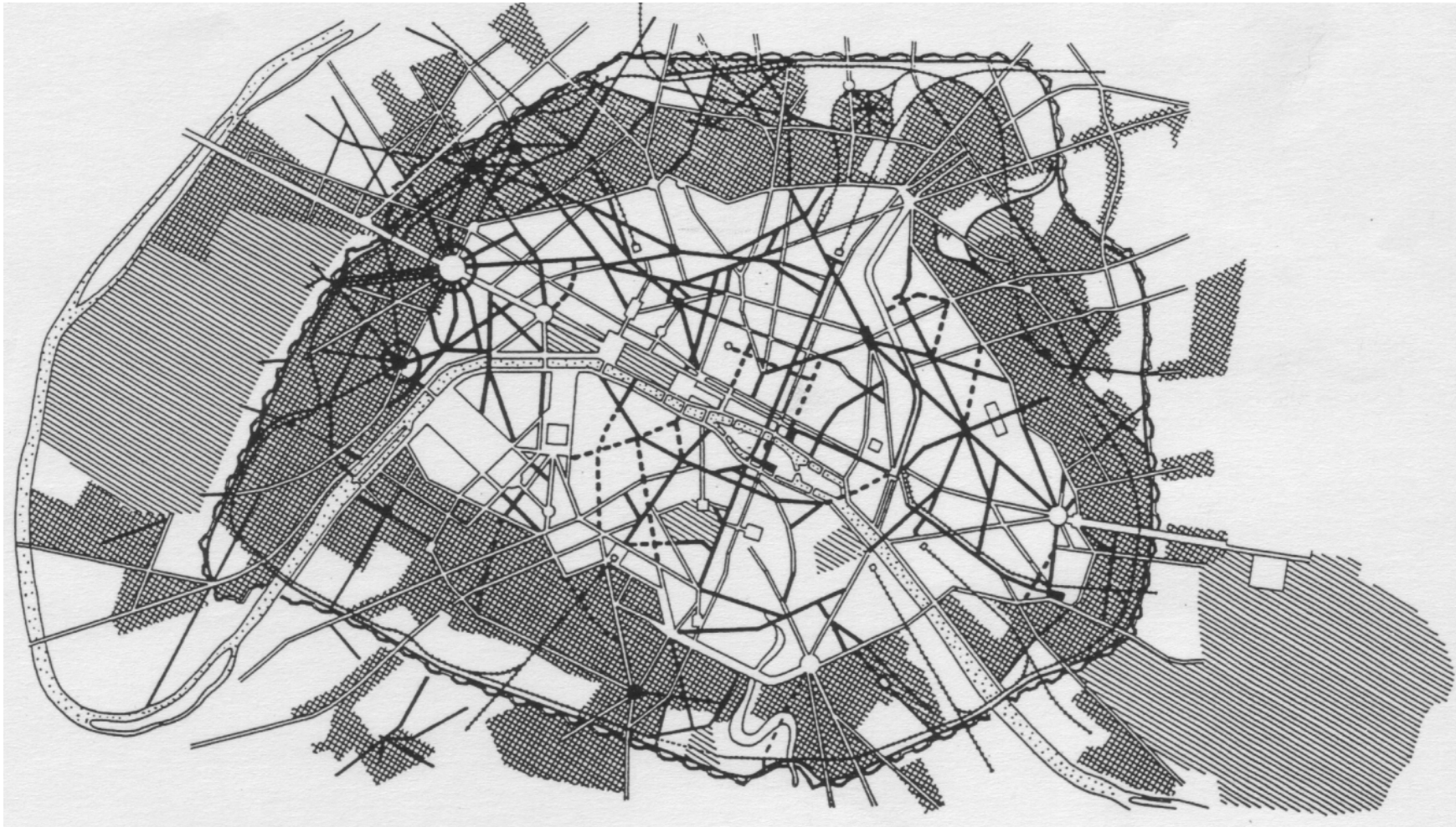
防衛のための都市計画



五稜郭



オスマンのパリ改造—都市改造によるブルジョワの時代への適応



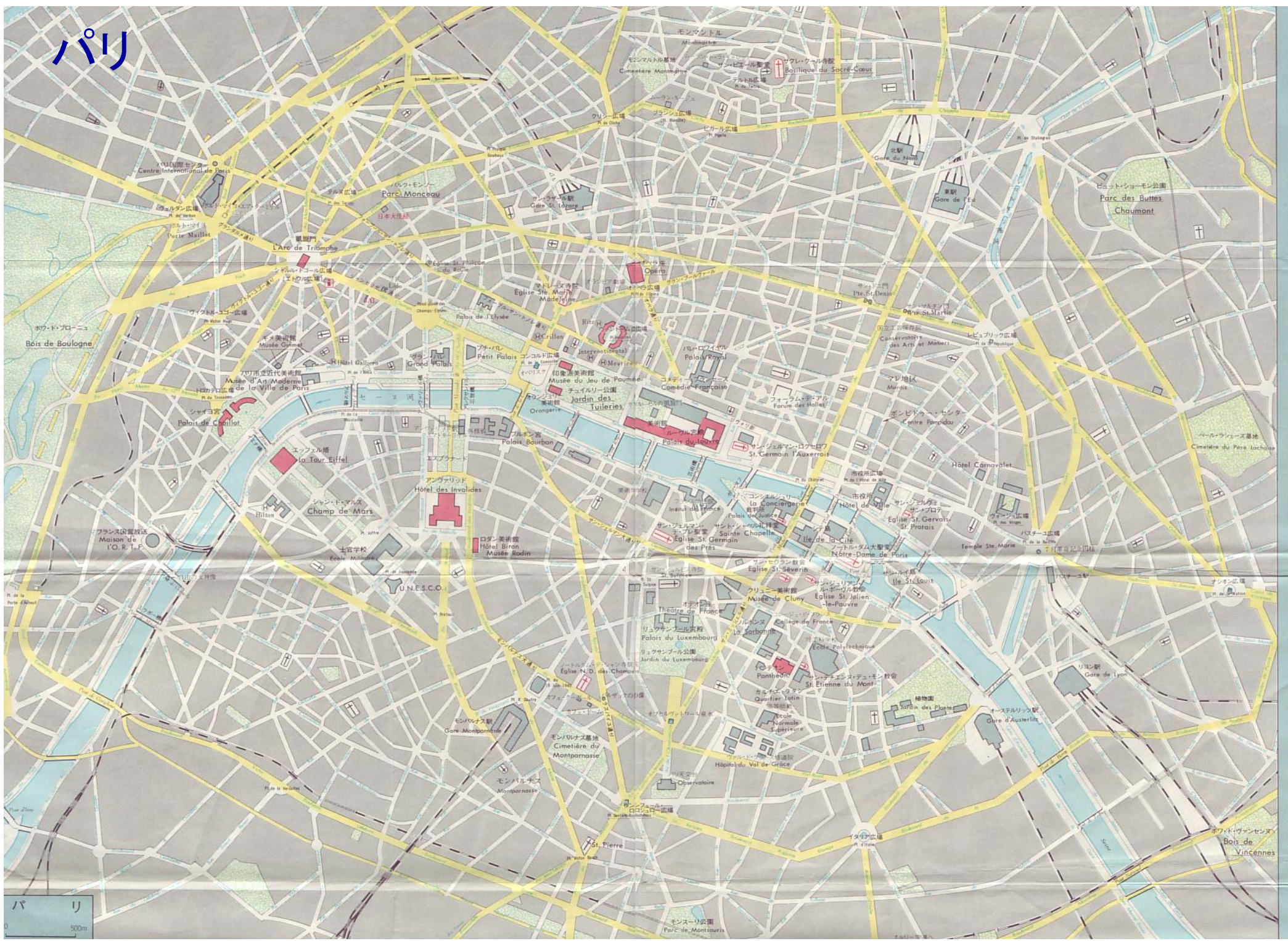
オスマンのパリ改造
による市街地の拡大

19世紀,経済成長の下で,都市の市街地は,混雑,不衛生,醜さに満ち満ちていた。時代の主人公となったブルジョワ達は,その状況を一掃し,効率的,衛生的であるとともに,美しく華やかな都市となることを願った。彼等の活動の舞台としてふさわしい姿を望んだのである。その期待に見事に応えたのがオスマンによるパリの大改造であった。

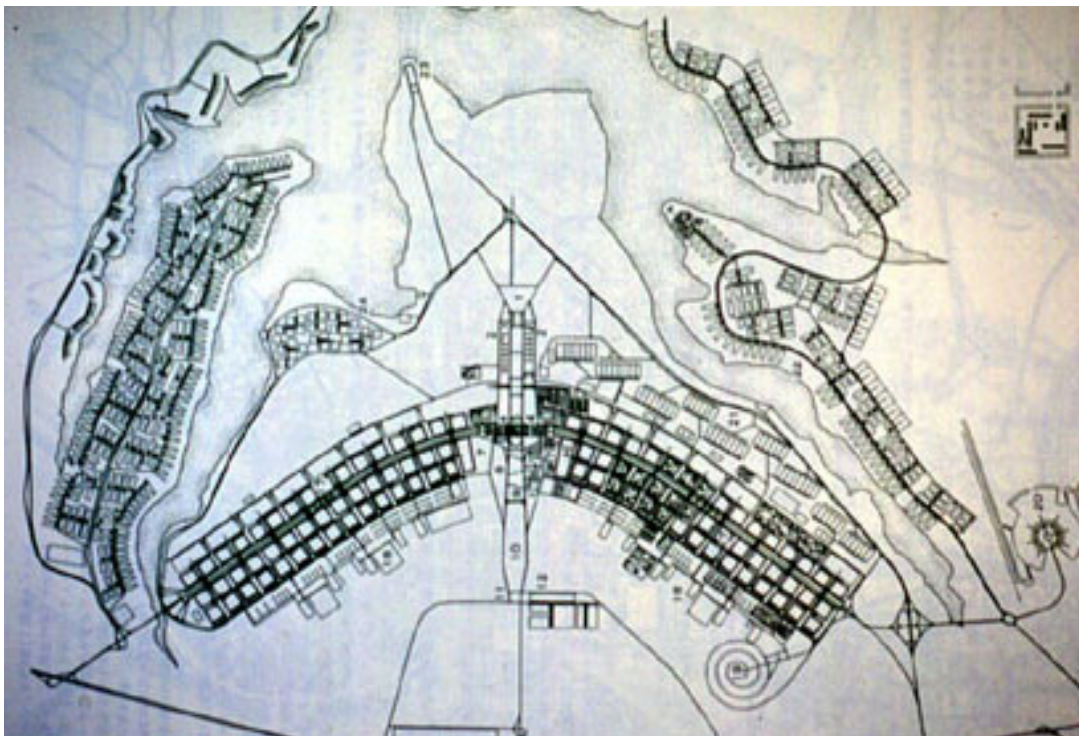
ヨーロッパの都市間の風景



パリ



ブラジリア (計画都市)



キャンベラ(計画都市)



※大阪との大きさ比較

番外編：『四神相応』



四神相応は、中国・朝鮮・日本において、天の四方の方角を司る「四神」の存在に最もふさわしいと伝統的に信じられてきた地勢や地相のことをいう。

方角	東	西	南	北
四神	青龍	白虎	朱雀	玄武
地勢	流水	大道	窪地・湖沼	丘陵
平安京	鴨川	山陰道	巨椋池	船岡山
江戸(城)	平川	甲州街道	江戸湾	麴町台地

4. 制度としての都市計画

都市計画法

都市計画区域

市街化区域・市街化調整区域

都市計画図

都市計画区域と市街化(調整)区域

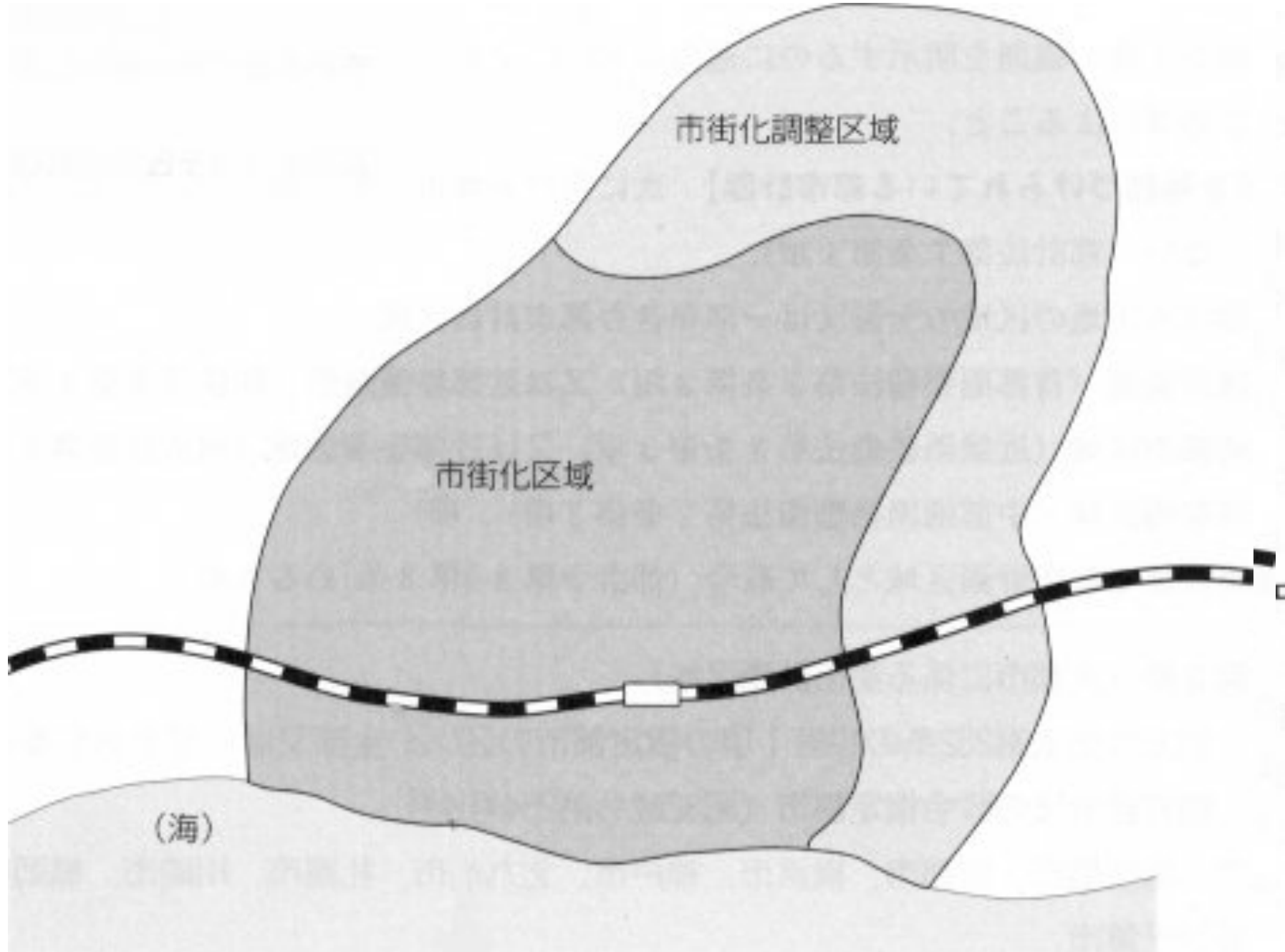
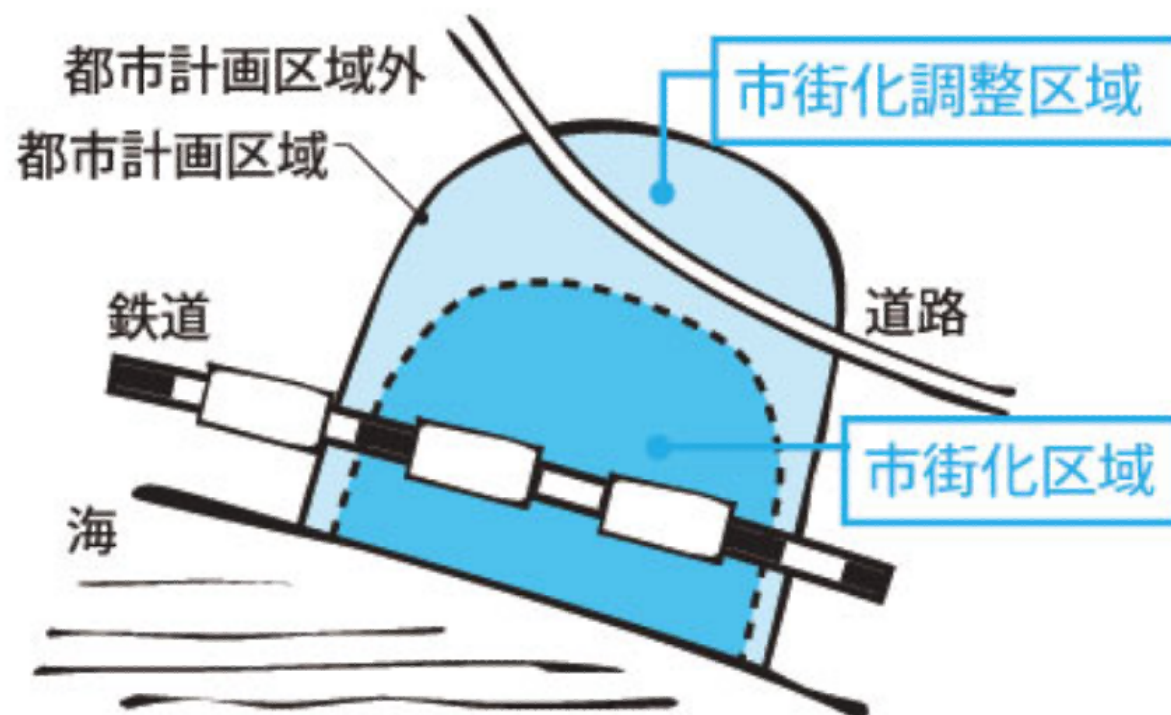


図3 区域区分の概念(都市計画法7条)



①市街化区域

面積が50ha以下の区域ごとの人口密度が40人／ha以上であるものが連担し、当該区域内の人口が3,000人以上であるなど

②市街化調整区域

農用地としての保存や自然風景の維持を図るべき区域、災害の発生のおそれがある区域など

都市計画区域の実際－中津川市・可児市



●都市計画区域の推移

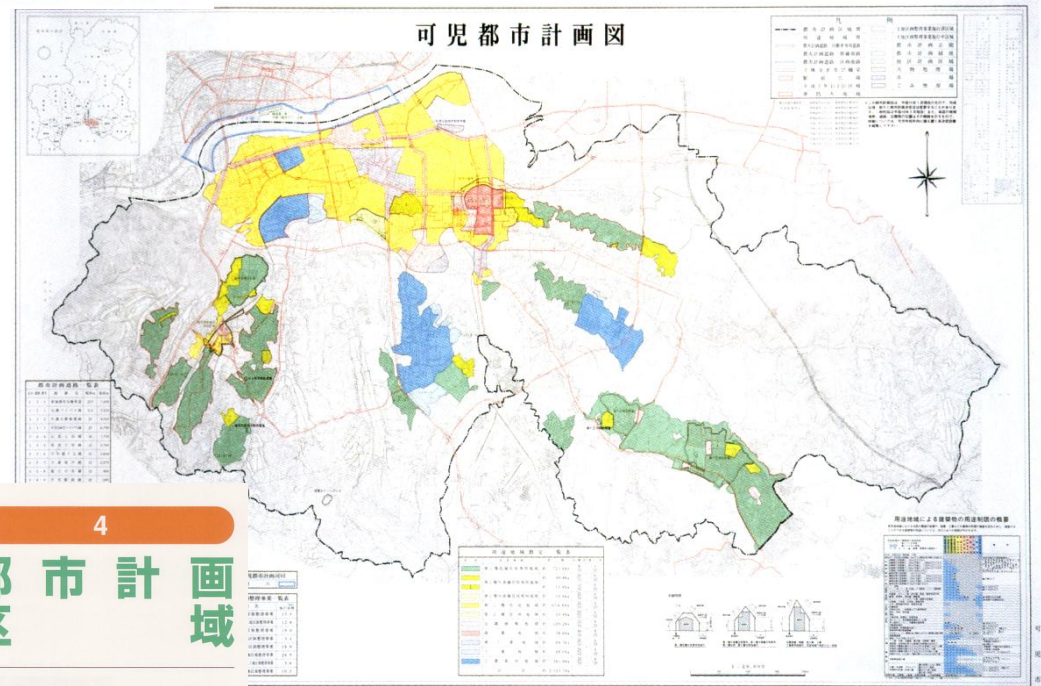
決定年月日	面積 (ha)	摘要
昭和 9年 2月24日	6,960	旧都市計画法適用
27年 4月 1日	10,148	中津地区、苗木地区
36年 8月11日	20,129	中津、苗木、坂本、落合、阿木、神坂の各地区
45年12月25日	13,029	中部圏開発整備法の施行とともに阿木、神坂地区、国有林を除外

●中津川市の沿革

(単位：km²)

年月日	事項	面積
昭和26年 4月 1日	恵那郡苗木町合併	101.48
昭和27年 4月 1日	市制施行	101.48
昭和29年 7月10日	恵那郡坂本村合併	134.58
昭和31年 9月30日	恵那郡落合村合併	158.73
昭和32年11月 1日	恵那郡阿木村合併	236.90
昭和33年10月15日	長野県西筑摩郡神坂村合併	276.53
昭和43年 4月 1日	境界変更(福岡町に一部編入)	275.93
平成 2年 4月 1日	国土地理院公表により面積訂正	275.98

1 可児市の沿革



4 都市計画区域

都市計画区域とは、一体の都市として総合的に整備・開発・保全を必要とする区域を指定したもので、都市計画法その他の関係法令の適用を受けます。
 可児市は、全域が都市計画区域となっています。

都市計画区域の実際－栃木県

栃木県都市計画区域図



都市計画区域名	都市名	区域指定年月日	最終区域決定年月日	行政区区域面 (ha)	都市計画区域面積 (ha)	適用区域
宇都宮	宇都宮市	S. 3. 9.11	S.45. 8. 4	31,216	31,216	全部
	鹿沼市	S.10.10. 4	S.45. 8. 4	31,330	11,196	一部
	真岡市	S.10. 9.25	S.45. 8. 4	11,176	11,176	全部
	上三川町	S.30. 3.31	S.45. 8. 4	5,452	5,452	全部
	河内町	S.36.10.30	S.45. 8. 4	4,772	4,772	全部
	二宮町	S.25. 2.21	S.45. 8. 4	5,545	5,545	全部
	芳賀町	S.49.12.20	S.49.12.20	7,023	7,023	全部
	壬生町	S.27. 2.21	S.45. 8. 4	6,108	6,108	全部
	石橋町	S.24.11. 4	S.45. 8. 4	2,243	2,243	全部
	高根沢町	S.30. 3.31	S.45. 8. 4	7,090	7,090	全部
	小計			111,955	91,821	
足利佐野	足利市	S. 4. 6.12	S.45. 8. 4	17,782	17,782	全部
	佐野市	S.11. 4.13	S.45. 8. 4	8,437	8,437	全部
	田沼町	S.35. 4.18	S.45. 8. 4	18,004	2,598	一部
	葛生町	S.11. 6.19	S.45. 8. 4	9,166	2,219	一部
	小計			53,389	31,036	
小山栃木	栃木市	S.11. 4.13	S.45. 8. 4	12,206	12,206	全部
	小山市	S.18. 5.26	S.45. 8. 4	17,161	17,161	全部
	南河内町	S.45. 8. 4	S.45. 8. 4	3,135	3,135	全部
	国分寺町	S.28.11.20	S.45. 8. 4	2,080	2,080	全部
	野木町	S.36. 6. 6	S.45. 8. 4	3,025	3,025	全部
	大平町	S.40. 8.11	S.45. 8. 4	3,980	3,980	全部
	藤岡町	S.45. 8. 4	S.45. 8. 4	6,045	6,045	全部
	岩舟町	S.40. 8.11	S.45. 8. 4	4,674	4,674	全部
	都賀町	S.40. 8.11	S.45. 8. 4	3,052	3,052	全部
	小計			55,358	55,358	
線引き都市計画区域計				220,702	178,215	
日光	日光市	S. 9. 4.20	S.57.12.24	32,090	23,723	一部
今市	今市市	S. 9. 4.20	H.11. 6. 1	24,354	19,225	一部
大田原	大田原市	S. 9. 4.20	S.50. 7. 1	13,380	13,380	全部
矢板	矢板市	S.25. 2.21	S.57.12.24	17,066	16,194	一部
黒磯		S. 9. 4.20	S.50. 7. 1	34,312	15,760	一部
西那須野	那須塩原市	S.31. 4.27	S.31. 4.27	5,963	5,963	全部
塩原		S. 9. 4.20	S.57.12.24	19,007	17,928	一部
氏家	水くらし市	S.24.11. 4	S.36.12.24	4,999	4,999	全部
喜連川		S.50. 7. 1	S.50. 7. 1	7,547	7,547	全部
上河内	上河内町	H.10. 6. 1	H.10. 6. 1	5,696	5,696	全部
西方	西方町	S.50. 7. 1	S.50. 7. 1	3,200	3,200	全部
栗野	栗野町	S.50. 7. 1	S.50. 7. 1	17,732	4,691	一部
益子	益子町	S.50. 7. 1	S.50. 7. 1	8,954	8,954	全部
茂木	茂木町	S.40.11. 9	H. 7. 5. 1	17,271	17,271	全部
市貝	市貝町	S.50. 7. 1	S.50. 7. 1	6,424	6,424	全部
藤原	藤原町	S.11. 6.29	S.57.12.24	27,227	5,295	一部
塩谷	塩谷町	S.50. 7. 1	S.57.12.24	17,599	16,168	一部
南那須	南那須町	H.10. 6. 1	H.10. 6. 1	8,156	8,156	全部
烏山	烏山町	S.24. 2.22	S.50. 7. 1	9,286	4,636	一部
馬頭	馬頭町	S.33. 9.18	S.50. 7. 1	15,168	3,880	一部
那須	那須町	S. 9. 4.20	S.50. 7. 1	37,231	26,044	一部
非線引き都市計画区域				332,662	235,134	
合計				553,364	413,349	

※栃木県レベルで、このくらいが都市計画区域として指定されている。(大体どんな範囲が指定されるかをつかむ)

※いくつかの市町村をまとめて区域している例
※適用区域に「全部」と「一部」がある

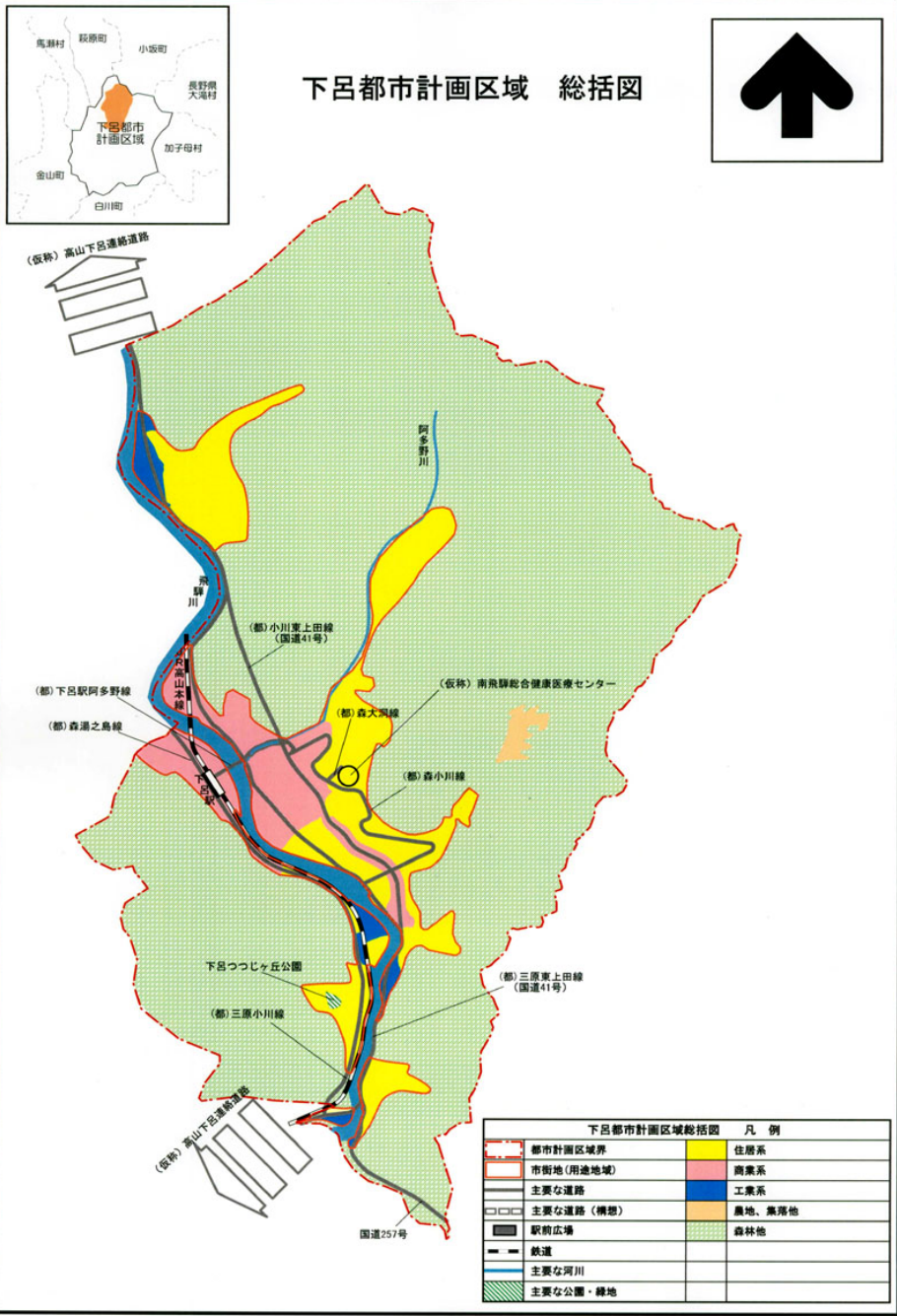
「町」の都市計画区域一下呂町の例

都市計画法施行令

(都市計画区域に係る町村の要件)
 第二条 法第五条第一項(同条第六項において準用する場合を含む。)の政令で定める要件は、次の各号の一に掲げるものとする。
 一 当該町村の人口が一万以上であり、かつ、商工業その他の都市的業態に従事する者の数が全就業者数の五十パーセント以上であること。
 二 当該町村の発展の動向、人口及び産業の将来の見通し等からみて、おおむね十年以内に前号に該当することとなると認められること。
 三 当該町村の中心の市街地を形成している区域内の人口が三千以上であること。
 四 温泉その他の観光資源があることにより多数人が集中するため、特に、良好な都市環境の形成を図る必要があること。
 五 火災、震災その他の災害により当該町村の市街地を形成している区域内の相当数の建築物が滅失した場合において、当該町村の市街地の健全な復興を図る必要があること。

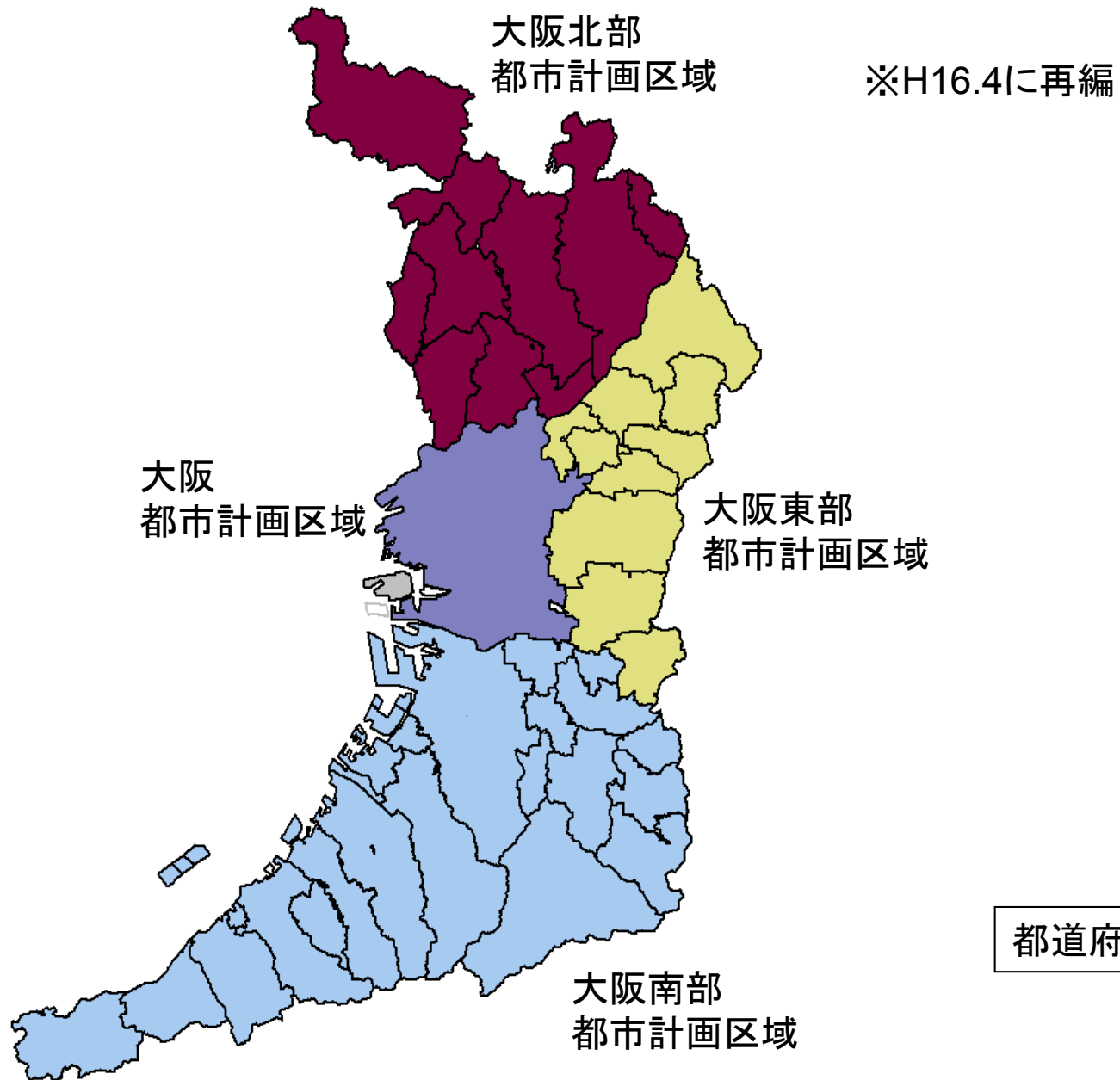


下呂都市計画区域 総括図



※下呂町はH16.3.1に周辺町村と合併し、下呂市となった。

二つ以上の市町村にまたがる場合



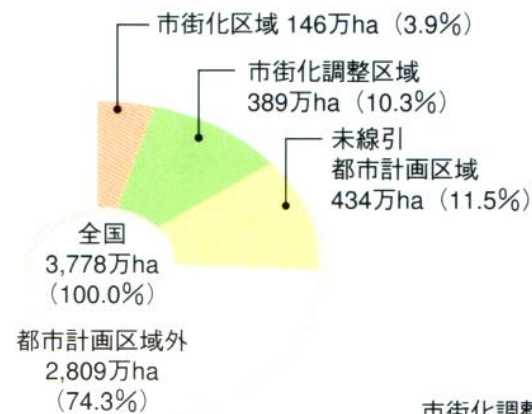
市街化区域等の面積と人口

市街化区域と市街化調整区域

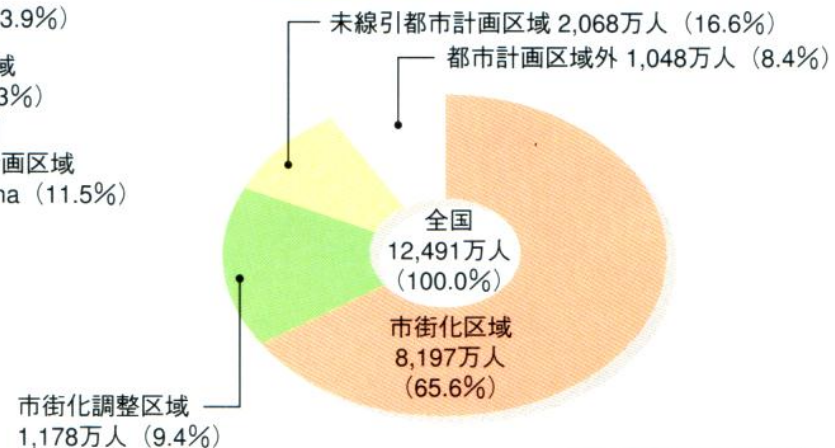
線引き制度は、道路・公園・下水道などの基盤整備についての公共投資を効率的に行いつつ、良質な市街地の形成を図る目的で、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分するものです。三大都市圏や10万人以上の市を含む都市計画区域などに適用されています。

●市街化区域等の面積と人口●

面積

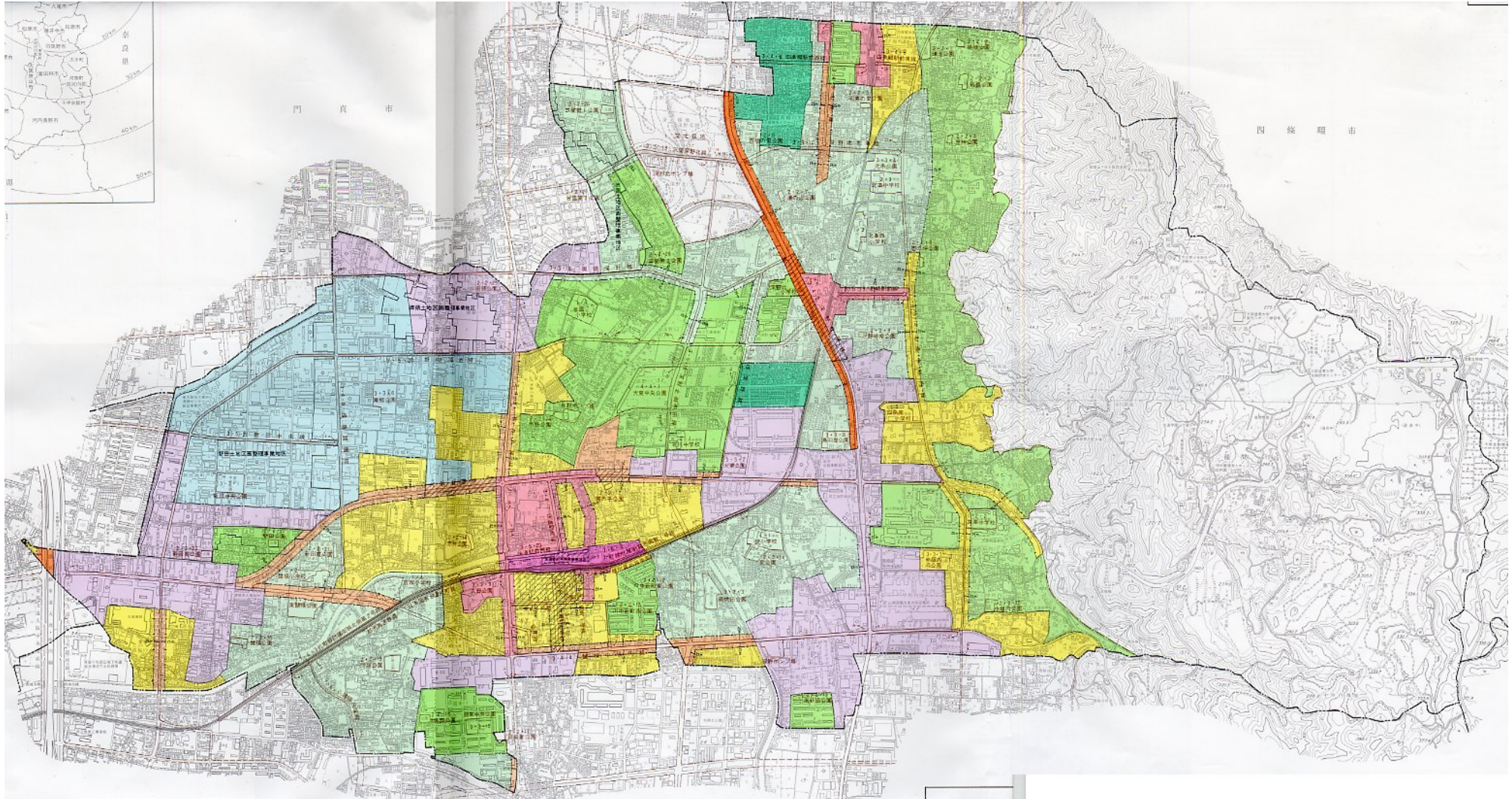


人口



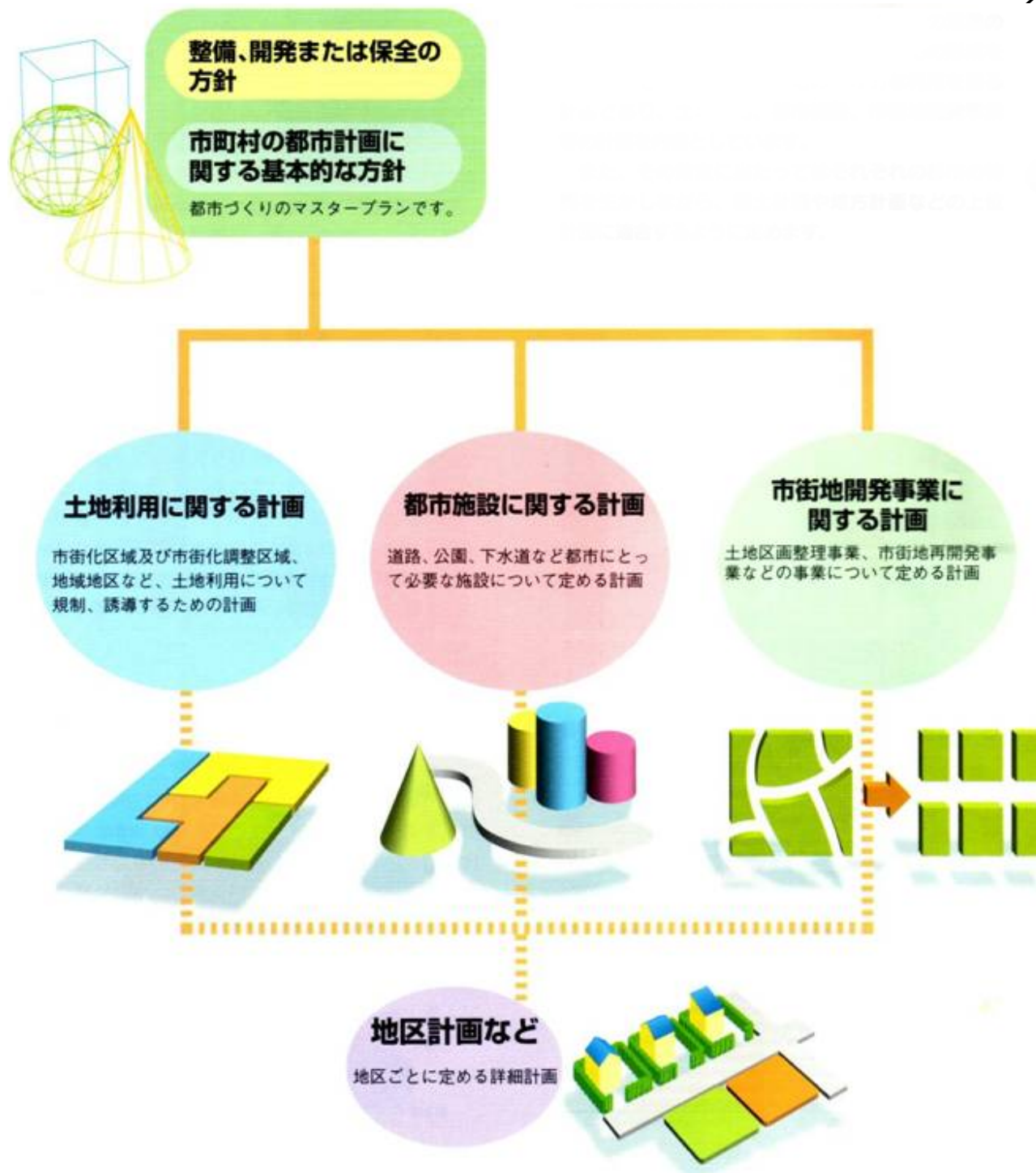
(注) 平成8年3月末現在。

都市計画図は都市計画情報の宝庫



5. 都市計画の方法

都市計画の内容



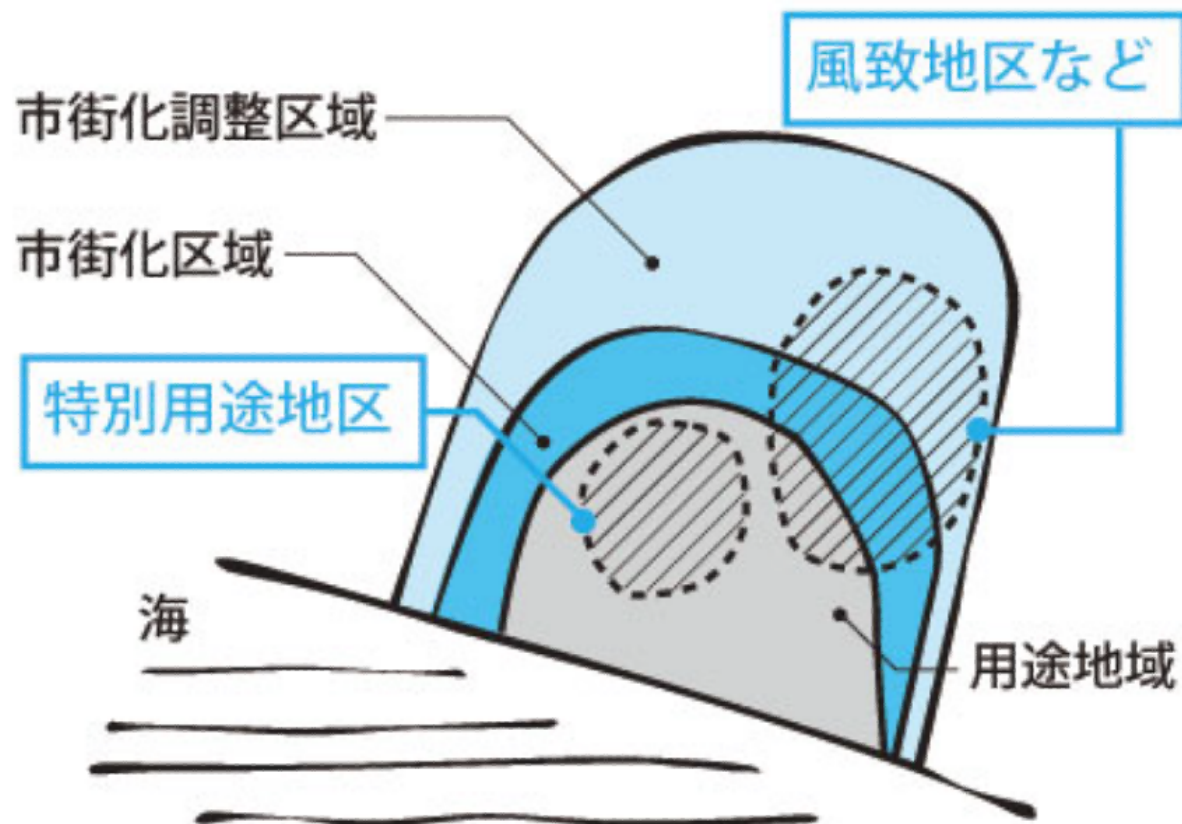
6. 土地利用計画

地域地区(ゾーニング)

用途地域

用途規制と形態規制

図4 地域地区の概念(都市計画法8条)

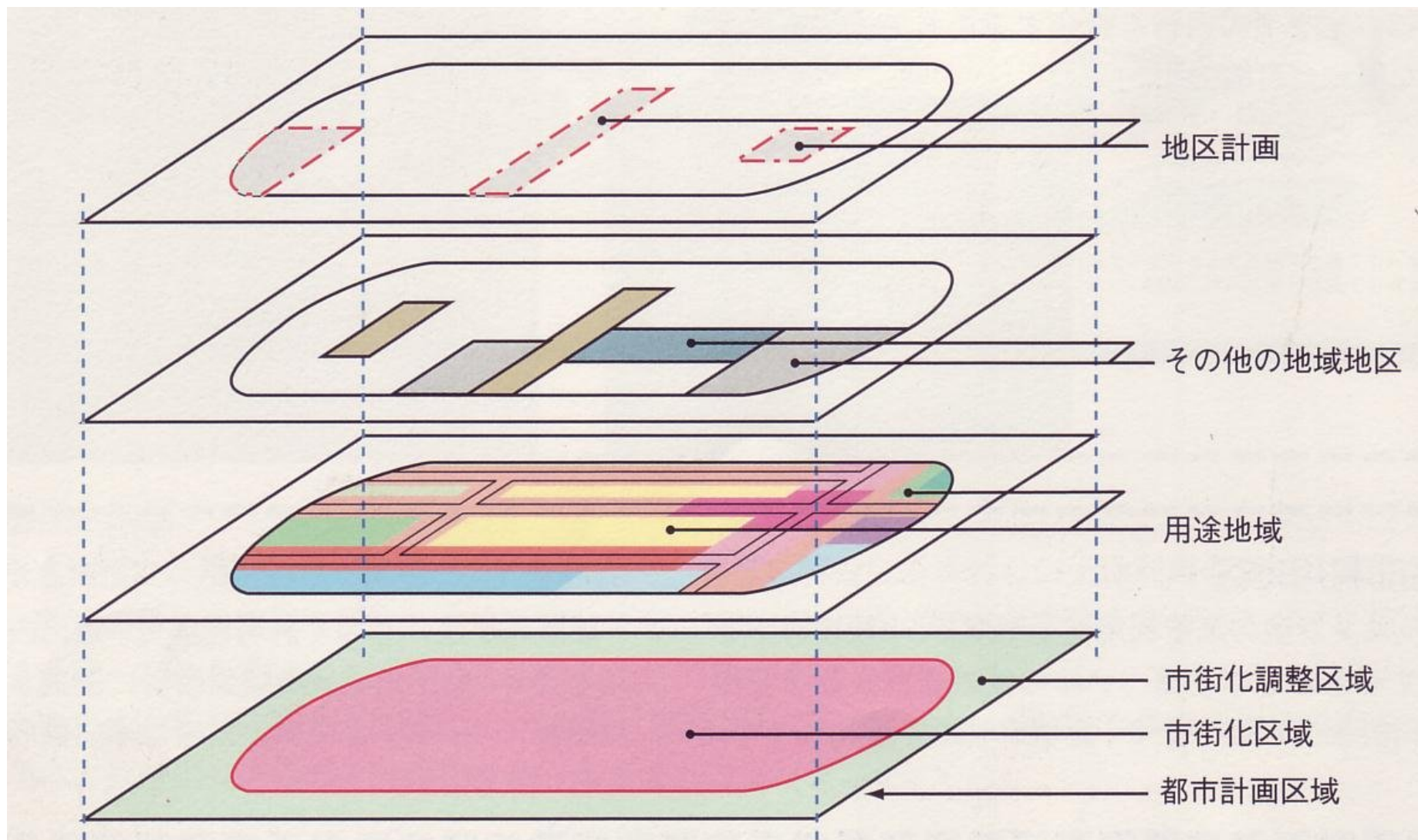


都市計画区域、準都市計画区域には、地域地区のうち必要なものを都市計画に定める。なお、市街化区域には少なくとも用途地域を定めるものとし、市街化調整区域については、原則として用途地域を定めないものとする

地域地区の種類とそれぞれの目的

地域地区	特徴と目的		法
用途地域	土地利用計画の基本をなす。住居系7地域、商業系2地域および工業系3地域とがある。		都市計画法8条1項一号
特別用途地区	用途地域内において、特別の用途規制を行う。		都市計画法9条13項
特別用途制限地域	用途地域外において特定用途の規制を行う。		都市計画法9条14項
高層住居誘導地区	都心部において高層住宅の建設を誘導する。		都市計画法9条15項
高度地区	建築物の高さの最高限度または最低限度を定める。		都市計画法9条16項
高度利用地区	土地の高度利用すなわち再開発の候補地。		都市計画法9条17項
特定街区	都市内の一定街区を都市計画として定めた計画に従って建築などを行う。		都市計画法9条18項
都市再生特別地区	都市再生緊急整備地域のうち、都市の再生に貢献し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図る特別の用途・容積・高さ・配列などの建築物の建築を誘導する必要がある区域で、誘導すべき用途、容積率、建ぺい率の最高限度、建築面積の最低限度、高さの最高限度、壁面の位置の制限を定める。		法60条の2
防火地域・準防火地域	建築物の防火措置を義務付ける。		都市計画法8条1項五号
美観地区	都市内の建築物の美観を維持する。	都市計画法9条20項、法68条	
風致地区	都市内の庭園等の風致を維持する。		都市計画法9条21項
駐車場整備地区	駐車場整備計画を定めて駐車場を計画的に整備する。		駐車場法3条
臨港地区	港湾法に基づき港湾の管理運営をするために定める。		都市計画法9条22項
歴史的風土特別保存地区	京都・奈良・鎌倉などの古都における歴史的風土を特別に保存するために定める。		
第1種歴史的風土保存地区・ 第2種歴史的風土保存地区	明日香村における歴史的風土の保存を図るために定める。	古都における歴史的風土の保存に関する 特別措置法4 条	
緑地保全地区	都市計画区域内の緩衝緑地、文化的意義のある社寺の緑地、景観に優れた緑地等を保全する。		都市緑地保全法3条
流通業務地区	流通業務施設に関する特別の用途規制を行う。	流通業務市街地化の整備に関する法律4条1項	
生産緑地地区	都市内に農林業を営む生産緑地を定める。		生産緑地法3条1項
伝統的建造物群保存地区	古くからの街道沿いに残されている伝統的な建造物群を文化財保護法の規定に基づき保存する。		文化財保護法83条の3第1項
航空機騒音障害防止地区・ 航空機騒音障害防止特別地区	特定空港(新東京国際空港)周辺における航空機騒音障害を防止する。		空港騒音対策法4条1項

土地利用計画のイメージ



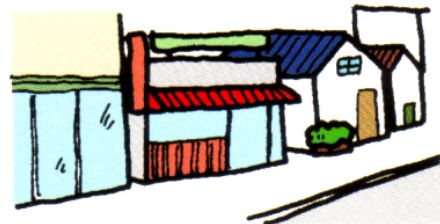
12種類の用途地域のイメージ図

第一種低層住居専用地域



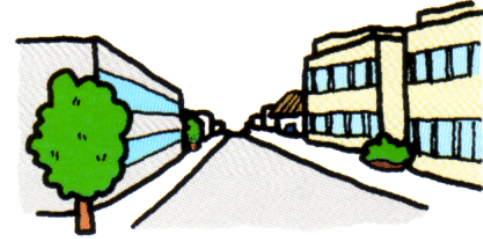
低層住宅のための地域です。小規模なお店や事務所をかねた住宅や、小中学校などが建てられます。

第二種低層住居専用地域



主に低層住宅のための地域です。小中学校などのほか、150㎡までの一定のお店などが建てられます。

第一種中高層住居専用地域



中高層住宅のための地域です。病院、大学、500㎡までの一定のお店などが建てられます。

第二種中高層住居専用地域



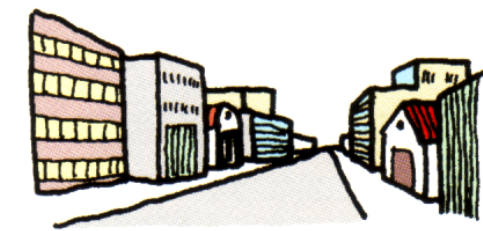
主に中高層住宅のための地域です。病院、大学などのほか、1,500㎡までの一定のお店や事務所など必要な便利施設が建てられます。

第一種住居地域



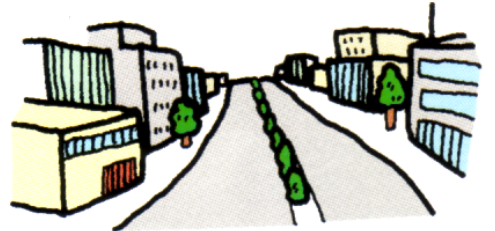
住居の環境を守るための地域です。3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられます。

第二種住居地域



主に住居の環境を守るための地域です。店舗、事務所、ホテル、カラオケボックスなどは建てられます。

準住居地域



道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。

近隣商業地域



まわりの住民が日用品の買物などをするための地域です。住宅や店舗のほかに小規模の工場も建てられます。

商業地域



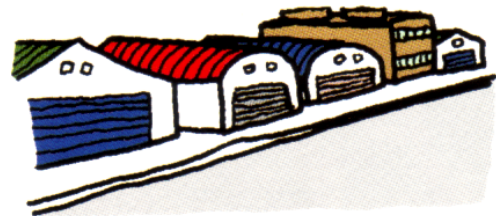
銀行、映画館、飲食店、百貨店などが集まる地域です。住宅や小規模の工場も建てられます。

準工業地域



主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域です。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます。

工業地域



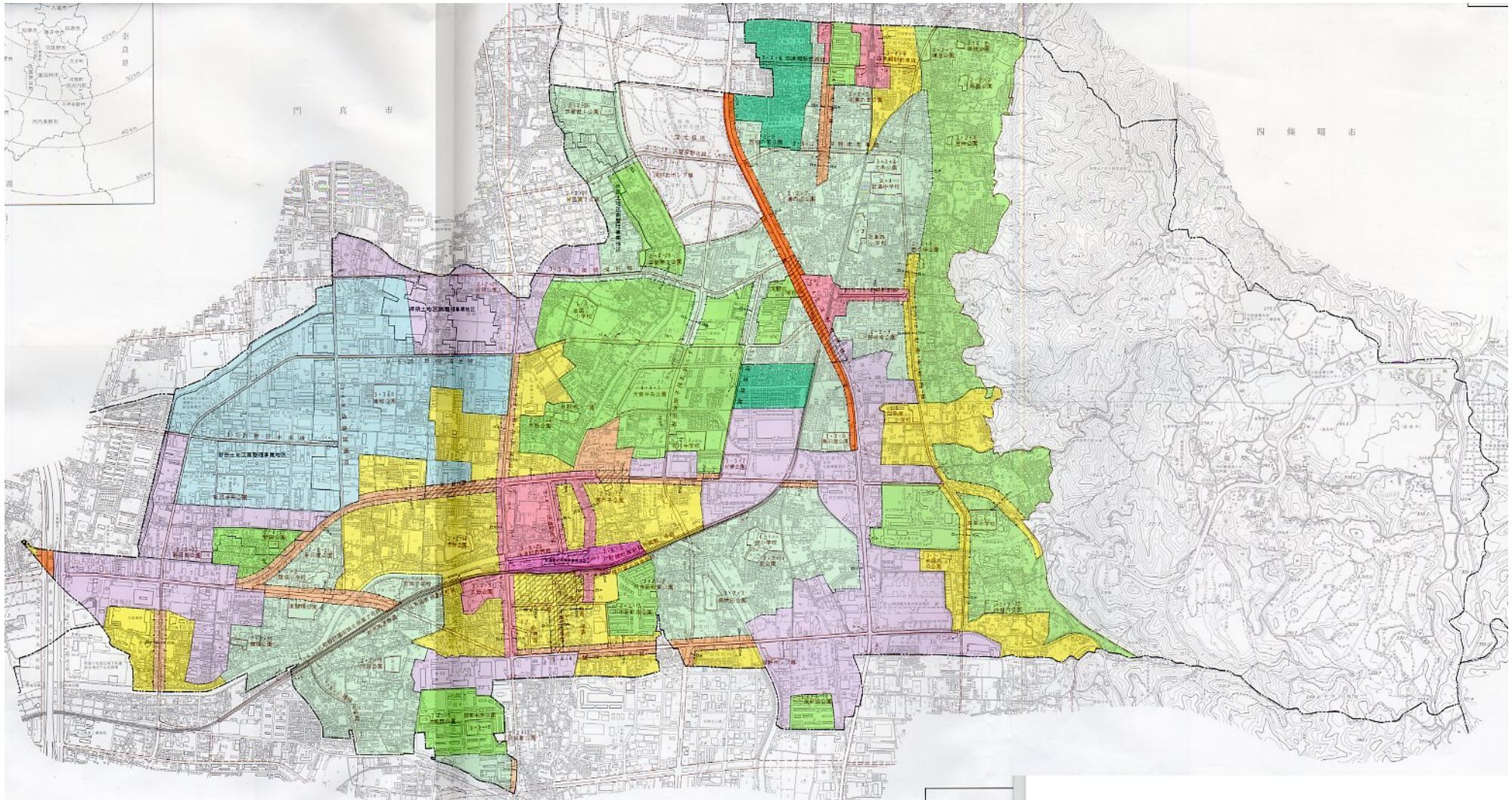
どんな工場でも建てられる地域です。住宅やお店は建てられますが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

工業専用地域

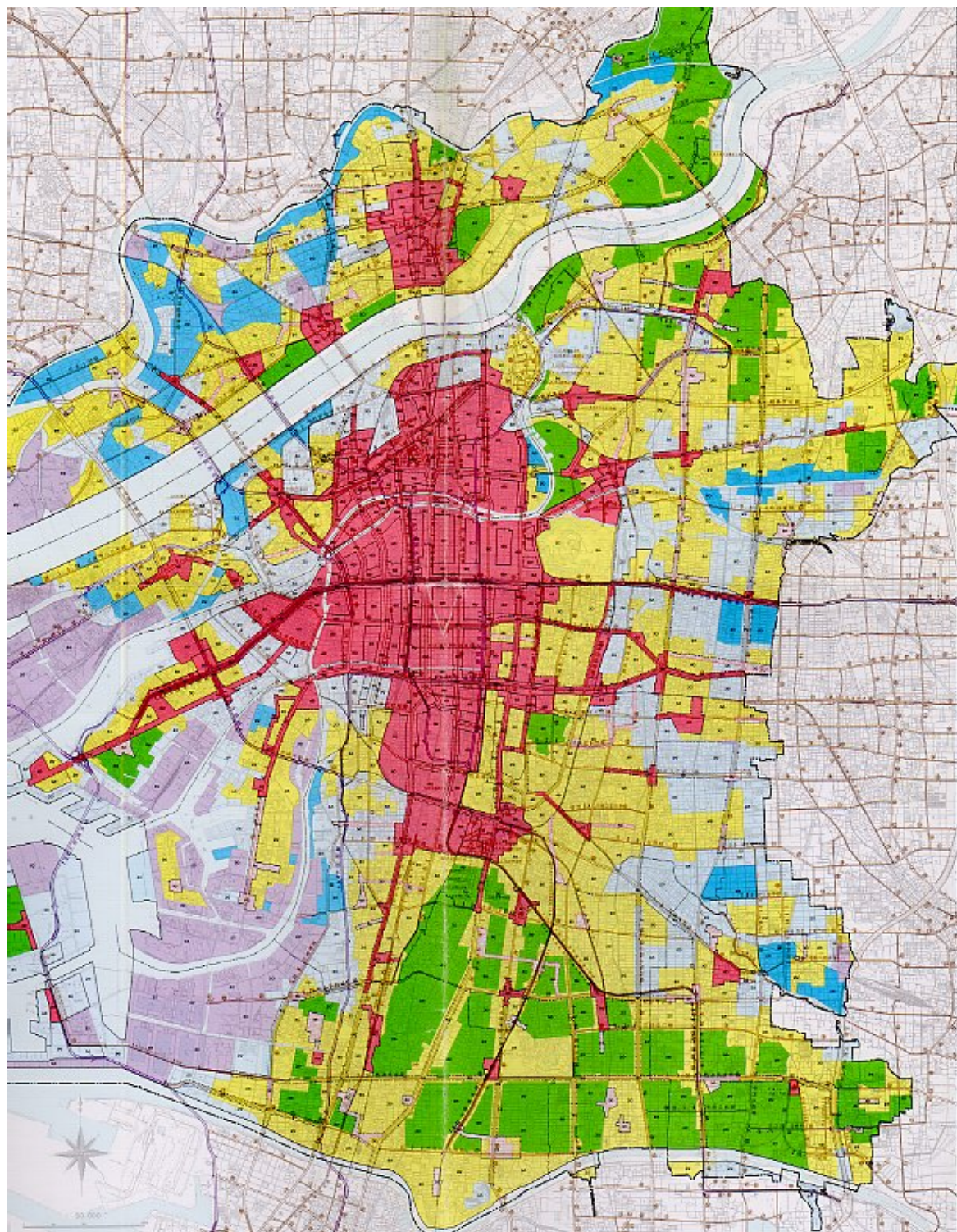


工場のための地域です。どんな工場でも建てられますが、住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

都市計画図は都市計画情報の宝庫



大阪市の用途地域



用途制限

- 建築物の用途規制(建築基準法第48条、別表第2)

●用途地域内の建築物の主な用途制限

建てられるもの
 通常建てられないもの

例	示	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域
住宅、小規模の兼用住宅													
幼稚園、小・中・高等学校													
神社、寺院、教会、診療所													
病院、大学													
2階以下かつ床面積150㎡以内の店舗、飲食店													※
2階以下かつ床面積500㎡以内の店舗、飲食店													※
上記以外の物品販売業を営む店舗、飲食店					☆	★							
上記以外の事務所等					☆	★							
ホテル、旅館						★							
カラオケボックス													
2階以下かつ床面積300㎡以下の独立車庫													
倉庫業の倉庫、上記以外の独立車庫													
劇場、映画館								◇	◇				
自動車修理工場								△	▲				
危険性・環境悪化の恐れがやや多い工場													
危険性・環境悪化が大きい工場													

注) ☆印については、3階以上又は1,500㎡を越えるものは建てられない。
 ★印については、3,000㎡を越えるものは建てられない。
 ◇印については、客席部分が200㎡以上のものは建てられない。
 ※印については、物品販売店舗、飲食店が建てられない。
 △印については、150㎡を越えるものは建てられない。
 ▲印については、300㎡を越えるものは建てられない。

形態制限(その1)

①容積率

②建ぺい率

用途地域の表示		凡 例					
		容積率	建ぺい率	防火・準防火地域の表示	建築物の高さの限度	-----	市 境 界
	第一種低層住居専用地域	150%	60%	---	10m	-----	市 街 化 調 整 区 域
	第一種中高層住居専用地域	200	60	---	---		都 市 計 画 道 路
	第二種中高層住居専用地域	200	60	---	---		都 市 計 画 施 設
	第一種住居地域	200	60	---	---		土 地 区 画 整 理 区 域
		300	60	準防火地域	---		再 開 発 区 域
	第二種住居地域	200	60	---	---		
		300	60	準防火地域	---		
	準住居地域	200	60	---	---		
		300	60	準防火地域	---		
	近隣商業地域	300	80	準防火地域	---		
	商業地域	400	80	防火地域	---		
		600	80	防火地域	---		
	準工業地域	200	60	---	---		
		300	60	準防火地域	---		
	工業地域	200	60	---	---		

用途地域界の種別	表示
道路、河川等の地形、地物による地域界（原則として、その中心）	
道路、鉄軌道等からの後退線、その他の見通し線による地域界	

●容積率・建ぺい率

用途地域	容積率 (%)	建ぺい率 (%)
第一種低層住居専用地域	50 60 80 100 150 200	30 40 50 60
第二種低層住居専用地域	50 60 80 100 150 200	30 40 50 60
第一種中高層住居専用地域	100 150 200 300	30 40 50 60
第二種中高層住居専用地域	100 150 200 300	30 40 50 60
第一種住居地域	200 300 400	60
第二種住居地域	200 300 400	60
準住居地域	200 300 400	60
近隣商業地域	200 300 400	80
商業地域	200 300 400 500 600 700 800 900 1000	80
準工業地域	200 300 400	60
工業地域	200 300 400	60
工業専用地域	200 300 400	30 40 50 60

形態制限(その2)

- ③ **外壁の後退距離** (建基法第54条)
 - 必要な場合に限り、**1.5m**または**1.0m**
- ④ **敷地最低面積** (建基法第54条の2)
 - 必要な場合に限る。ただし、**200㎡**を超えてはならない。
- ⑤ **建築物の高さの限度** (建基法第55条)
 - **10m**または**12m**のいずれかを限度とする(どちらかを選択)。
- ⑥ **建築物の高さの斜線制限**
 - 3種類
- 前面道路斜線
 - 隣地斜線
 - 北側斜線

低層住居専用地域に関して

※斜線の勾配等の内容は建築基準法によって規定(都市計画で定めるものではない)



●用途地域による建築物の形態についての規制

【斜線制限】

- ・道路や隣地に係る日照や採光等を保護するため、敷地境界線から一定の勾配で建物の高さを制限します。

【道路幅員による容積率低減】

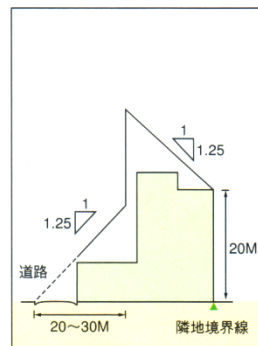
- ・狭い道路にのみ面する敷地については、局所的な交通負荷を回避するため、指定容積率にかかわらず、前面道路の幅員に一定率(住居系用途地域:0.4、その他:0.6)を乗じた容積率に制限します。

【日影規制】

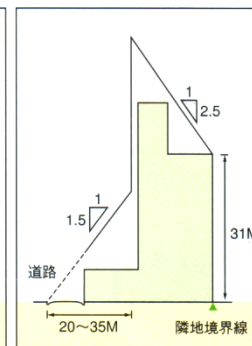
- ・住居系用途地域等において、日照を確保するため、条例により、建物が隣地に落とす日影の時間を制限します。

【斜線制限】

●住居系用途地域の場合



●その他の場合



- 「街並み誘導型地区計画」を活用し、セットバックと高さ制限を定めることにより、斜線制限、道路幅員による容積率低減を適用除外とすることができます。

斜線制限の例(大阪)



御堂筋の高さ制限



百尺(31m)制限



平成7年改正(50m)



7. 都市施設

都市計画決定
都市計画道路
(道路)

都市施設の都市計画決定例

(1) 道路

道路は、さまざまな都市活動によって発生する交通需要に対して、合理的かつ効率的に対応する交通体系の骨格であり、また市街地や防災空間の形成など都市の骨格ともなる施設です。

都市構造からは、中心市街地を囲む「市街地環状軸」、中心市街地と新市街地を環状に結ぶ「都市環状軸」、放射状に結ぶ「放射軸」の放射環状型のネットワークを、また既成市街地内では格子状の道路を形成し、効率的な道路体系とする計画です。

(3) 下水道

下水道は、消費生活や生産活動ともなって発生する汚水を排除・処理するとともに、雨水による浸水を防ぎ、健康で快適な都市生活と公共用水域の水質保全を図る重要な施設です。

木曾川右岸流域下水道事業関連可児市公共下水道・特定環境保全公共下水道・農業集落排水施設により、市内全域下水道化を進めています。

(2) 公園・緑地

公園・緑地は、日常生活のなかでうるおいや憩い、レクリエーション・地域コミュニティの空間となっています。また、災害の防止や緊急時の避難場所などのオープンスペース、環境保全のための緩衝帯となるなど、重要な施設です。

17の都市計画公園以外に約170の公園があり、地域の自然や歴史を生かした公園整備を進めています。

7

都市施設

(4) その他

そのほか汚物処理場・ごみ焼却場・市場などが都市計画決定されています。



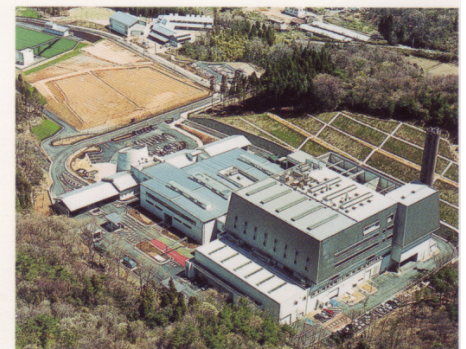
■東海環状自動車道可見・御嵩IC予想図



■ふるさと川公園

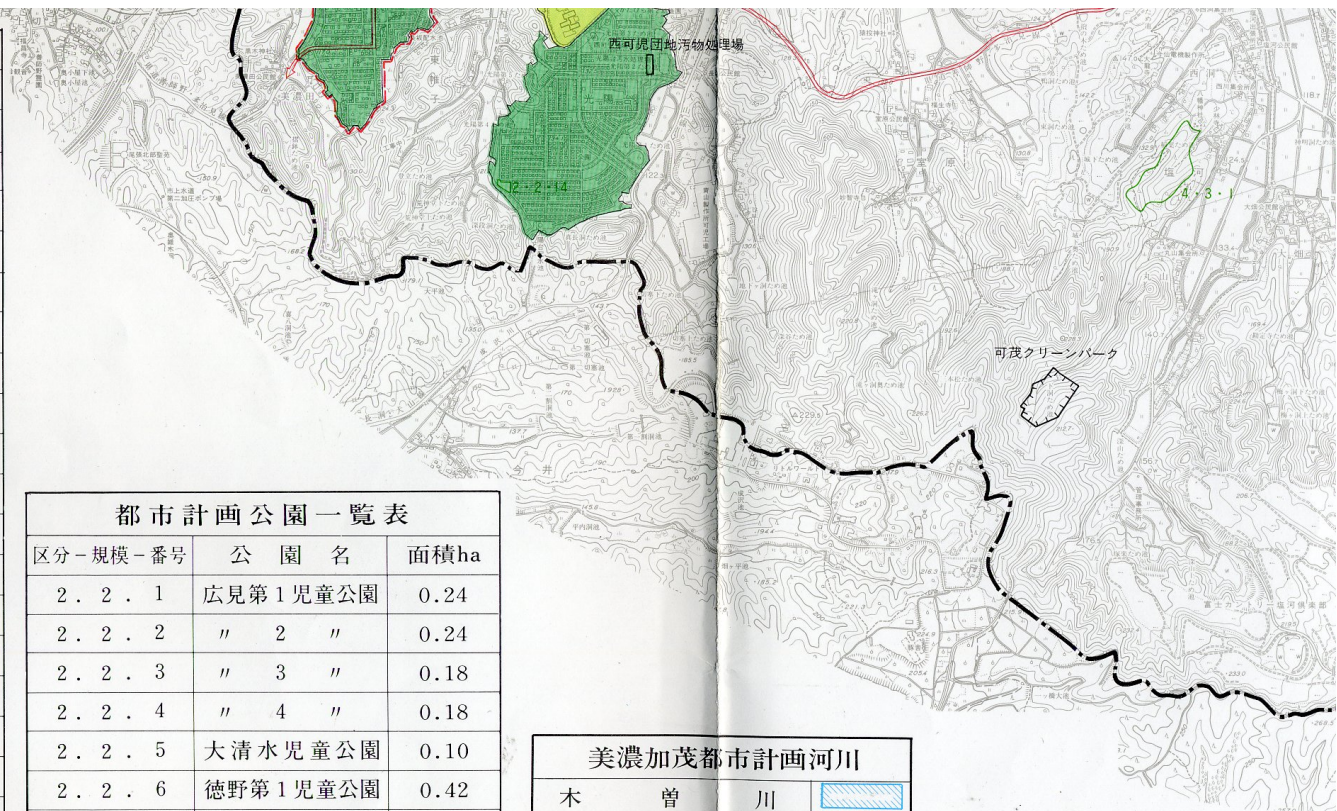


■木曾川・鳩吹山



■ささゆりクリーンパーク

都市計画図における記述



区分-規模-番号	路線名	幅員m	延長m
1. 3. 1	東海環状自動車道	23.5	7,450
3. 2. 1	名濃バイパス線	31.5	5,220
3. 3. 2	中濃大橋御嵩線	25	9,010
3. 3. 3	可児248号バイパス線	25	6,790
3. 4. 4	広見土田線	16	7,750
3. 5. 5	前波下切線	12	3,760
3. 5. 6	川合姫ヶ丘線	12	2,600
3. 5. 7	今渡坂戸線	12	2,070
3. 5. 8	富士の井線	12	400
3. 4. 9	可児駅前線	20	710
3. 5. 10	中恵土広見線	12	1,310
3. 5. 11	沢渡土田線	12	3,240
3. 5. 12	羽崎沢渡線	12	3,990
3. 5. 13	井の鼻長洞線	12	3,100
3. 5. 14	南部丘陵環状線	12	5,060
3. 5. 15	東部丘陵環状線	12	10,590
3. 5. 16	中恵土伏見線	12	330
3. 4. 17	柿田明智線	16	530
3. 4. 18	大森桜ヶ丘線	16	3,280
3. 5. 19	若葉台長坂線	12	3,710
3. 5. 20	西可児駅前線	12	650
3. 5. 21	川合線	12	1,120
3. 5. 22	東山線	12	350
3. 5. 23	今渡川合線	12	1,590
3. 4. 24	大森田白線	16	2,310
3. 4. 25	二野大森線	16	2,180
7. 6. 1	中切線	8	330
計			89,430

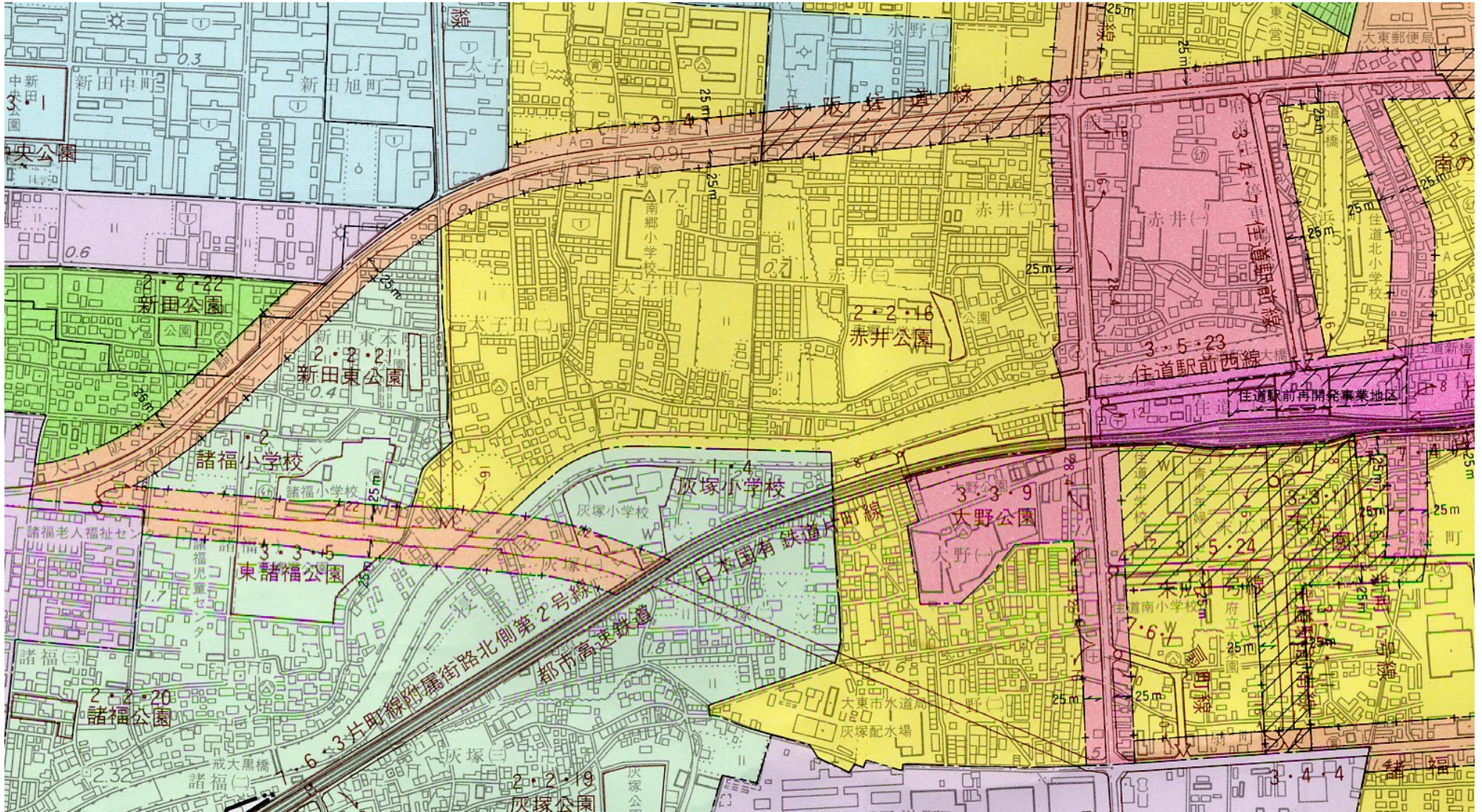
区分-規模-番号	公園名	面積ha
2. 2. 1	広見第1児童公園	0.24
2. 2. 2	" 2 "	0.24
2. 2. 3	" 3 "	0.18
2. 2. 4	" 4 "	0.18
2. 2. 5	大清水児童公園	0.10
2. 2. 6	徳野第1児童公園	0.42
2. 2. 7	徳野第2児童公園	0.33
2. 2. 8	村木児童公園	0.27
2. 2. 9	下切児童公園	0.24
2. 2. 10	緑第1児童公園	0.24
2. 2. 11	富士ノ井公園	0.16
2. 2. 12	緑ヶ丘三丁目公園	0.18
2. 2. 13	清水ヶ丘中央公園	0.11
2. 2. 14	光陽台六丁目公園	0.16
3. 3. 1	鳴子近隣公園	1.0
4. 3. 1	塩河公園	3.5
9. 6. 1	花フェスタ記念公園	80.7

木	曾	川	
---	---	---	--

施設名	計画決定延長 ^(m)
① 土田特別都市下水路	2,510
② 今渡都市下水路	1,560
③ 土田都市下水路	1,120
④ 広見都市下水路	740
⑤ 下恵土都市下水路	1,620
⑥ 富士の井都市下水路	3,660
⑦ 下恵土第3都市下水路	400
⑧ 下恵土第2都市下水路	1,360

地区名	施行面積 ^(ha)
① 広見土地区画整理事業	15.5
② 山岸・伊川土地区画整理事業	12.0
③ 徳野土地区画整理事業	19.0
④ 大清水土地区画整理事業	3.1
⑤ 西可児土地区画整理事業	18.9
⑥ 川合北部土地区画整理事業	26.5

都市計画道路 の指定



ミニ開発による私道(位置指定道路)



みなし道路の例



都市計画道路(セットバック)-鴻池新田周辺



都市計画道路の見分け方



